

野外でゴミを燃やしてはいけません

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則は：
3年以下の懲役、300万円以下の罰金になります



【問い合わせ先】

町民課住民生活グループ
(☎212454)

野外焼却に関するQ&A

Q家庭のゴミをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

A罰則の対象となります。町の分別方法に従い、適切に分別して、町指定容器(ゴミ袋)に入れて最寄りのゴミステーションに出しましょう。

Q事務所から出る弁当カラヤ紙くずなどごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るゴミを自ら責任を持って、処理してください。

Qどんと焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

A廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗習慣、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれています。

ですが、この場合でも、周囲に迷惑のかわらないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。自分では燃やさないのが一番です。

Qどのような焼却が認められるのですか？

A厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に許可や届出が必要となります。

Q町の条例に基づき「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」を出したので、野外で焼却しても構いませんか？

Aいけません。たとえ届出が受理されていても、廃棄物の焼却には一般に厳しい基準が適用されます。

無料調停相談のお知らせ

とき 9月27日(木曜日)

午前10時から午後3時まで

ところ 二海郡八雲町末広町154番地

八雲町公民館2階

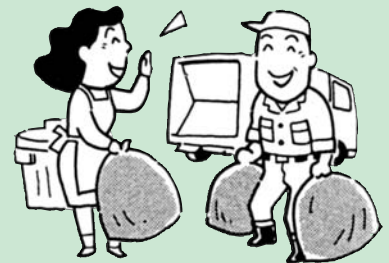
*金銭・売買・土地建物・サラ金信販関係、交通事故による損害賠償、家庭内・親族間などの、身近な紛争に関する調停手続きの利用について、調停委員が相談に応じます。

詳しいことは、八雲簡易裁判所・函館家庭裁判所八雲出張所(☎0137-62-2494)にお問い合わせください。

ゴミの減量化にご協力を！

ゴミを出す際には、次のことに気をつけて出しましょう。

- ◎雑草等は、乾燥させ土を落としましょう
- ◎生ゴミは、水切りを十分に行いましょう



- ◎紙オムツ等は、便をトイレで処理し、簡単に悪臭防止(小さな袋に入れる等)を行いましょう
- ◎大きな金具等を取り外すことが困難なときは、燃やさないゴミ(黄色の専用袋)として出してください